

## 平成27年第10回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第10回総会
- 2・日時 平成27年10月1日(木) 午後15時～17時00分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

### 4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について (1件)
- その他 農地パトロールについて  
転作確認について

### 5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9	○		古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

# ○農業委員会総会議事録

## ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成27年第10回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## ○会長挨拶

こんにちは。先日の農業者と農業委員会との意見交換会では、参加いただき有難うございました。厳しい状況ですが、その内容を今後の農政に活かしていければと思います。また、TPP交渉も、日本が主導して決定したいように聞きますが、気がかりです。その結果次第では、農業を辞めたいという方が出ないことを祈りますが、そのようなことが危惧され、心配しています。

本日は、慎重な審議を宜しく願います

## ○事務局

只今の出席委員は14名中14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

## ○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、1番(前田 稔)、2番(福島 強志)委員に願います。  
続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

まず、議案書の1ページに申請内容を記載し、2ページから3ページにかけてはその資料となっております。  
～議案書を朗読～

申請人の〇〇〇さんは、自作農地へ大型機械を入れる際も道がなく、申請圃場を通り自作農地へ入られています。今回、譲請人さんから相談を受けられたことにより申請されるものです。以上が申請内容となりますが、排水等についても現状と変わらないため、特に問題ないと思われま

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○3 番

申請地は、〇〇〇地区にある農地です。農地から農地への所有権移転なので、問題ないと考えま

## ○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議 長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めま

全員賛成により、農地法第3条の申請1番は許可されました。

続きまして、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番を議題といたします。

しかし、この申請は3番議員の〇〇〇さんが当事者でありますので、議案終了まで退席していただきます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

まず、議案書の4ページに申請内容を記載し、5ページから6ページにかけてはその資料となっております。

～議案書を朗読～

譲渡人の〇〇〇さんは、譲受人の実のお兄さんにあたられます。相続時に兄妹で均等に相続されていましたが、お兄さんが〇〇〇県に在住されていて有田へ戻られる予定もないことから今回の申請となっています。

以上が申請内容となりますが、排水等についても現状と変わらないため、特に問題ないと思われま

さらに、法務局に確認したところ、〇〇〇番は登記上では原野ですが畑として耕作されていますので、今回の申請が必要とのこと

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○2 番

申請地は、〇〇〇地区にある農地です。農地から農地だけの移動ですので、問題ないと考えます。

## ○議 長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○7 番

この申請は、相続と売買のどちらですか。

## ○事務局

贈与で申請されています。

## ○5 番

申請番号5番では、登記が畑なのに田の現況ですが、この申請で良いのですか。

## ○事務局

現況は1枚の水田ですが、字図で判る様に数筆の所有者で構成されています。ですから、この筆だけを畑として耕作はできません。また、圃場整備する場合には、整備する土地の外枠を設定しますが、整備する上で登記するのは田、畑、道路、水路の4種類だけです。そこで、区画整理上どうしても区域に入れた山林や畑は無くすわけにはいきませんので登記します。また、新規改田を法上できないので、畑として登記されます。このような事例があるので、水利（用水・排水）は要らない畑でも整備し、畦も作られています。

## ○議 長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第3条の申請2番は許可されました。

それでは、議案の採決が終了しましたので、関係委員の入室を許可します。

続きまして、日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1番を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

まず、議案書の7ページに申請内容を記載し、8ページから9ページにかけてはその資料となっております。  
以上が、申請内容となりますが、排水等についても下水道への接続となっており、特に問題ないと思われま

## ○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○1 番

申請地は、〇〇〇地区にある農地です。既にある集合住宅の建増しですので、問題ないと考えます。

## ○議長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○1 番

申請者の残農地面積は、いくらですか。

## ○事務局

水田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡で、合計して〇〇〇㎡となります。

## ○7 番

隣接して水路があるようですが、その利用はあるのですか。

## ○事務局

隣接する農業用水路と里道はどちらも地元生産組合と再三協議され、内容を理解されての承諾を受けると共に、有田町への占用申請も提出されています。またこの地区では、ヘリ防除をするのでも地元に戻って居住された方と問題になった事件もありましたので、協議され、了解も受けられています。

## ○12 番

水路利用は、申請者だけなのですか。

## ○事務局

殆どは申請者の農地です。農業用水として、用水路から取水されています。

## ○議長

他に質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第4条の申請1番は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による申請1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案書の11ページが申請内容で、12ページから14ページにかけてはその資料となっております。

～資料読上げ～

以上が申請内容となりますが、排水等については、合併浄化槽への接続となっており、雨水は溜枡より隣接地（山林）を通過して〇〇川へ流れます。隣接地（山林）の同意も得てあり特に問題はないと思われま

## ○議長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○3 番

申請地は、〇〇〇地区にある農地です。河川までの排水についても許可を受けていますので、問題ないと考えます。

## ○議長

確認者の説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

## ○議長

質問がないようですので、これから採決に移ります。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請1番について、許可することに

賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第5条1番の申請は許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

以上で、本日の議事事項についてはすべて終了しましたが、他に連絡等ありませんか。

その他で、ございませんか。(なしの声)

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

平成27年第10回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は11月2日(火)の予定です。

総会 17時 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長

署名

署名

1番

署名

2番

書記

木寺 正文